

電話番号

FAX 番号

重度障がい者日常生活用具給付不支給決定通知書

先に申請のありました日常生活用具について、審査の結果つぎの理由により不支給と決定しましたのでご了承ください。

記

対象者氏名

対象者住所

申請者氏名

申請者住所

申請日

却下日

理由

種目

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります。）

また、この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）提起することができます。（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）